

新潟県条例第5号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
知事	給料月額	<u>1,326,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,300,000円</u>
副知事	〃	<u>1,038,000円</u>	副知事	〃	<u>1,018,000円</u>
教育長	〃	<u>876,000円</u>	教育長	〃	<u>859,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>900,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>882,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>600,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>588,000円以内</u>
県監査委員等			県監査委員等		
	識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員	
	常勤	<u>717,000円</u>		常勤	<u>703,000円</u>
	非常勤	<u>報酬月額 717,000円以内</u>		非常勤	<u>報酬月額 703,000円以内</u>
	議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員	
	〃	<u>193,000円</u>		〃	<u>189,000円</u>
	(略)			(略)	
県教育委員会			県教育委員会		
	委員	<u>報酬月額 217,000円</u>		委員	<u>報酬月額 213,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
	委員長	<u>238,000円</u>		委員長	<u>233,000円</u>
	委員	<u>217,000円</u>		委員	<u>213,000円</u>
	(略)			(略)	
県労働委員会			県労働委員会		
	会長	<u>報酬月額 238,000円</u>		会長	<u>報酬月額 233,000円</u>
	公益委員	<u>217,000円</u>		公益委員	<u>213,000円</u>
	労使委員	<u>185,000円</u>		労使委員	<u>181,000円</u>
	(略)			(略)	
	特別調整委員のうち 公益を代表する者			特別調整委員のうち 公益を代表する者	
	報酬月額	<u>217,000円</u>		報酬月額	<u>213,000円</u>
	労使を代表する者			労使を代表する者	
	〃	<u>185,000円</u>		〃	<u>181,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
	委員長	<u>238,000円</u>		委員長	<u>233,000円</u>
	委員	<u>217,000円</u>		委員	<u>213,000円</u>
	(略)			(略)	
県公安委員会			県公安委員会		
	委員長	<u>報酬月額 238,000円</u>		委員長	<u>報酬月額 233,000円</u>
	委員	<u>217,000円</u>		委員	<u>213,000円</u>
収用委員会			収用委員会		
	会長	<u>報酬日額 26,000円</u>		会長	<u>報酬日額 25,000円</u>
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
	報酬日額の場合	<u>66,000円以内</u>		報酬日額の場合	<u>65,000円以内</u>
	報酬月額の場合	<u>664,000円以内</u>		報酬月額の場合	<u>651,000円以内</u>

報酬年額の場合	1,080,000円以内	報酬年額の場合	1,059,000円以内
附属機関の構成員	報酬日額 32,000円以内	附属機関の構成員	報酬日額 31,000円以内
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者		臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	
報酬日額の場合	54,000円以内	報酬日額の場合	53,000円以内
報酬月額の場合	534,000円以内	報酬月額の場合	524,000円以内
報酬年額の場合	534,000円以内	報酬年額の場合	524,000円以内

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。			第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。		
議長	月額	<u>102万8,000円</u>	議長	月額	<u>100万8,000円</u>
副議長	月額	<u>90万円</u>	副議長	月額	<u>88万2,000円</u>
議員	月額	<u>82万3,000円</u>	議員	月額	<u>80万7,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。